

第2期薬学教育評価基準に関する説明会

第2期薬学教育評価基準について

平成30年3月20日

薬学教育評価機構

基準・要綱検討委員会

委員長 中村明弘

評価基準改定の経緯

- 平成27年11月～平成29年5月：15回の会議開催
- 平成29年6月22日：評価基準改定（案）説明会
- 平成29年6月23日～7月31日：意見聴取
- 平成29年9月～平成30年2月：意見を受けて6回の会議を開いて改定最終案を策定し、総合評価評議会の承認

荒田洋一郎（帝京大学）

石井伊都子（日本病院薬剤師会）

入江 徹美（熊本大学）

大橋 綾子（岩手医科大学）

大河原 晋（横浜薬科大学）

小澤光一郎（広島大学）

黒澤菜穂子（北海道薬科大学）

中村 明弘（昭和大学）

長谷川洋一（名城大学）

安原 智久（摂南大学）

吉川 貴士（同志社大学）

渡邊 大記（日本薬剤師会）

渡邊真知子（帝京大学）

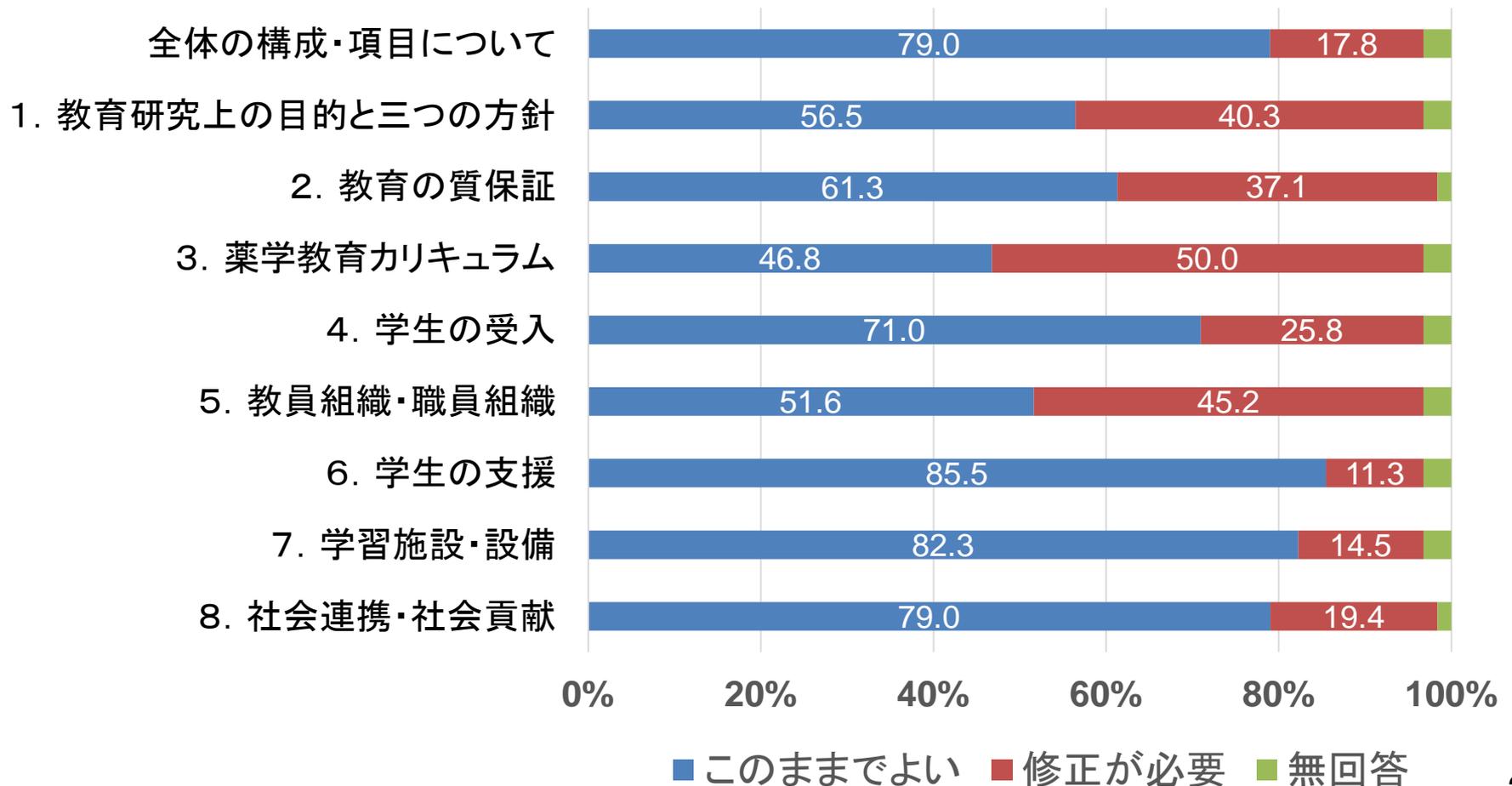
文部科学省

厚生労働省

意見聴取の結果まとめ

【回収率】

- 社員：62機関(59大学、3団体) (80.5%)
- 評価委員会：7名 (46.7%)
- 一般：0件



ご意見・ご指摘を受けて

- 意見を受けて内容の再検討
- 改定方針の再確認
 - 第1期の評価結果を踏まえて
 - 平成30年度からの第3期機関別認証評価を踏まえて
- 日本語表現の統一及び加筆修正

基準・観点について

- 第1期評価（～平成31年度）

- 初めての分野別評価

→基準内の観点をすべて満たせば基準を満たす

- 第2期評価（平成32年度～）

- 第1期を経て、第2期は基準に基づく評価

→観点は基準への適合又は卓越性を判断するときに特に重点的に求められる内容を定めたもの

基準・観点の表記に関する確認1

『基準』『観点』の表記は、その内容により、次の三つに分類されます。

(1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」 「・・・されていること。」 等

(2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

(3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」 等

第1期と同じです

基準・観点の表記に関する確認2

- **注釈**は、それぞれ該当する『基準』『観点』の記載内容を明確にしたり、例示したものです。
- また、「がくしゅう」に関する表記は、6年間の**プログラムレベル**では「**学修**」、**科目レベル**では「**学習**」とします。 ←評価基準改定案（平成29年6月）
から追加（新旧対照表をご確認ください）

評価基準改定案(平成29年6月)からの 変更点

新旧対照表をご確認ください

1. 教育研究上の目的と三つの方針

- 基準1-2:「授与する学位ごとに」を削除し、注釈に「三つの方針」に関する説明を追加
- 観点1-2-1:「卒業までに学生が身につけるべき資質・能力」について注釈に説明を追加

評価基準改定案(平成29年6月)からの 変更点

新旧対照表をご確認ください

2. 内部質保証

- 項目名を「教育の質保証」から「内部質保証」に変更
→「教育研究活動」というキーワードと整合性をとる
- 基準2-1: 項目名とキーワードに対応
- 観点2-1-1: 「組織の設置」→「組織的かつ計画的」、
外部委員又は卒業生については「必要に応じて」とし
注釈に記載
- 観点2-1-2: 注釈における例示内容を変更

評価基準改定案(平成29年6月)からの変更点

新旧対照表をご確認ください

3. 薬学教育カリキュラム

3-1. 教育課程の編成

- 観点3-1-1-1:「問題解決能力の醸成」→「問題発見・解決能力の醸成」

3-2. 教育課程の実施

- 観点3-2-1-3:「学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法を開発していることが望ましい」
→注釈として「主体的・対話的で深い学びやパフォーマンス評価を含む」ことを追加

評価基準改定案(平成29年6月)からの変更点

新旧対照表をご確認ください

3. 薬学教育カリキュラム

3-2. 教育課程の実施

- 基準3-2-2~3-2-4: 各科目の成績評価、進級、卒業認定は3-3「学修成果の評価」から3-2「教育課程の実施」に移動
- 観点3-2-4-2: 「卒業に必要な単位数の修得だけでなく、卒業の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価を含むことが望ましい」を観点として追加

評価基準改定案(平成29年6月)からの変更点

新旧対照表をご確認ください

3. 薬学教育カリキュラム

3-3. 学修成果の評価

- 基準3-3-1:注釈として「**学修**成果は、教育課程の修了時に学生が身につけるべき資質・能力を意味する」を追加
- 観点3-3-1-3:「学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること」を観点として追加
- 各科目の成績評価、進級、卒業認定は3-2に移動

3-2 教育課程の実施

【基準3-2-1】教育の実施

【観点1】学習目標と方略

【観点2】実務実習ガイドライン

【観点3】教授・学習方法の開発・導入

【基準3-2-2】履修指導

3-3 学修成果の評価

【基準3-3-1】学修成果の評価

プログラムレベルの基準

【観点2】共用試験による能力の検証

【観点3】新しい評価方法の開発・導入

【基準3-3-2】各科目の成績評価

【観点1】評価の方法・基準の設定・周知

【観点2】公正かつ厳格に実施

【観点3】

科目レベルの基準

【観点1】

【基準3-3-4】卒業認定

【観点1】判定基準の設定と周知

【観点2】判定の時期



3-2 教育課程の実施

【基準3-2-1】教育の実施

【観点1】学習目標と方略

【観点2】実務実習ガイドライン

【観点3】学習・教授・評価方法の開発

【基準3-2-2】各科目の成績評価

【観点1】評価の方法・基準の設定・周知

【観点2】公正かつ厳格に実施

科目レベルの基準 がくしゅう ⇒ 学習

【観点1】進級基準、卒業認定のための設定

【基準3-2-4】卒業認定

【観点1】判定基準の設定と周知

【観点2】判定の時期

【基準3-2-5】履修指導

3-3 学修成果の評価

【基準3-3-1】学修成果の評価

プログラムレベルの基準 がくしゅう ⇒ 学修

【観点3】改善・向上への評価結果の活用

評価基準改定案(平成29年6月)からの変更点

新旧対照表をご確認ください

4. 学生の受入れ

- 基準4-1:「入学者(編入学を含む)の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること」
- 観点4-1-2:「学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること」を追加し、「学力の3要素」を注釈で説明
- 観点4-1-4:「合理的な配慮」について注釈で説明
- 観点4-1-5: 記載内容を具体化し、注釈を追加

評価基準改定案(平成29年6月)からの変更点

新旧対照表をご確認ください

4. 学生の受入れ

- ▶ 基準4-2:「入学者数が入学定員数と乖離していないこと」
- ▶ 観点4-2-2:「最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと」を削除
- ▶ 観点4-2-2:新たに「入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られていること」を追加

評価基準改定案(平成29年6月)からの変更点

新旧対照表をご確認ください

5. 教員組織・職員組織

- 基準5-1:「教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること」
- 観点5-1-1:新たに「教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること」を追加
- 観点5-1-3:新たに「1名の専任教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい」を追加
- 観点5-2-5:職員組織の整備に関する基準5-4を基準5-2の観点に変更

評価基準改定案(平成29年6月)からの変更点

6. 学生の支援

- 観点2～5は機関別認証評価との重複を避けるため削除
→薬学部としての支援体制は本基準で点検・評価

6 学生の支援
【基準6】 修学支援体制の整備
【観点1】学習・生活相談の体制整備
【観点2】経済的支援に関する体制整備
【観点3】健康維持に関する支援体制整備
【観点4】ハラスメントの防止体制整備
【観点5】障がいのある者に対する受験機会提供、施設・設備・学修・生活上の支援体制整備
【観点6】進路選択支援体制整備
【観点7】意見の反映の体制整備
【観点8】安全・安心の学修専念体制整備



6 学生の支援
【基準6-1】 修学支援体制の整備
【観点1】学習・生活相談の体制整備
【観点2】進路選択支援体制整備
【観点3】意見の反映の体制整備
【観点4】安全・安心の学修専念体制整備

『基準』数および『観点』数				
項目		『基準』数		『観点』数
1 教育研究上の目的と三つの方針		3 (3)		7 (7)
2 内部質保証		2 (2)		<u>3</u> (4)
3 薬学教育カリキュラム	3-1 教育課程の編成	1 (1)	7 (7)	<u>3</u> (4)
	3-2 教育課程の実施	<u>5</u> (2)		<u>11</u> (3)
	3-3 学修成果の評価	<u>1</u> (4)		<u>3</u> (9)
4 学生の受入れ		2 (2)		<u>7</u> (6)
5 教員組織・職員組織		<u>2</u> (5)		<u>12</u> (7)
6 学生の支援		1 (1)		<u>4</u> (8)
7 施設・設備		1 (1)		0 (0)
8 社会連携・社会貢献		1 (1)		3 (3)
(合計数)		<u>19</u> (22) <現行57>		<u>53</u> (51) <現行176>

()内は平成29年6月の評価基準改定案での数